

意見提出者	個人
1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする、出会い系サイト規制法の改正法が2008年の5月に成立し、同年12月から施行されている。その後、2009年の2月から3月にかけて、警視庁が、SNS各社に対して書き込みの削除要請をし、あるSNSでは内容の精査も無いまま「出会い系」に関するコミュニティが全て削除されるということが起こった（http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/02/news085.html 参照）。2009年5月には、やはり警視庁が、SNSサイトの年齢確認の厳格化を要請しており（http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392643,00.htm 参照）、2009年6月には、無届け出会い系サイト運営容疑で逮捕者まで出ている（http://journal.mycom.co.jp/news/2009/06/02/057/index.html 参照）。</p> <p>警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネット利用における不必要かつ有害な萎縮効果が既に発生していることは、一般サイト事業者に対する警察からの要請とその反応から明らかである。</p> <p>この出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反しており、表現の自由などの国民の最重要の基本的な権利をないがしろにするものである、今回の出会い系サイト規制法の改正については、今後、速やかに元に戻すことが検討されなくてはならない。</p> <p>既に逮捕者まで出ているが、出会い系サイト規制法は、その曖昧さから別件逮捕のツールとして使われ、この制度によって与えられる不透明な許認可権限による、警察の出会い系サイト業者との癒着・天下り利権の強化を招く恐れが極めて強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すまでにおいても、この危険な法律の運用については慎重の上に慎重が期されるべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	出会い系サイト規制法（正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」）
4. ICT利活用を阻害	・出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す。

する制度・
規制等の見
直しの方向
性について
の提案